事 業 案 内

~ 未来に残そう!美しい海と渚 ~

全ての生命の源であり、穏やかな気候や地球規模の水循環に大きな役割を果たしている海 太古より多種多様な生命を育み、人々に多くの恵沢を授けてくれる豊穣なる海 わたしたちは、この美しく豊かな海を次の世代に健全な状態で引き継ぐことができるよう、 微力ではありますが、全力で海洋環境の保全活動に取り組むとともに、 古より海を生活の糧としている漁業者の皆様を応援してまいります



公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

1 設立

当機構は、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止、漁場清掃の推進及び原因者不明の漁業被害の救済を目的として昭和50年に設立された(財)漁場油濁被害救済基金と、海と渚の環境美化、水産資源の保護及び海洋環境の保全活動への支援等を目的として平成4年に設立された(社)海と渚環境美化推進機構が平成23年10月4日に合併し、新たに(財)海と渚環境美化・油濁対策機構として認可されたものです。その後、内閣総理大臣から認定を受け、平成25年4月1日に内閣府所管の公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となりました。

2 目的

当機構は、海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備を推進し、「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、保存、整備、活用を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的としています。

3 事業概要

当機構は、次世代にきれいな海を引き継ぐため、全国各地の漁業者や市民・ボランティアの活動を支援するとともに、海と渚の環境美化及び海洋環境の保全の重要性を普及・啓発するための活動等に取り組んでいます。また、漁場油濁による被害漁業者の救済と漁場保全のため、漁業被害に対する救済金の支給や漁業者等が防除清掃に要した費用の支弁を行うとともに、油濁汚染に関する講習会、調査研究等の防止対策事業を行っています。なお、これらの事業は、当機構の活動に賛同する企業、団体及び個人からの寄付金(会費、募金を含む)、並びに国、都道府県及び民間からの助成金(委託費を含む)で運営されています。

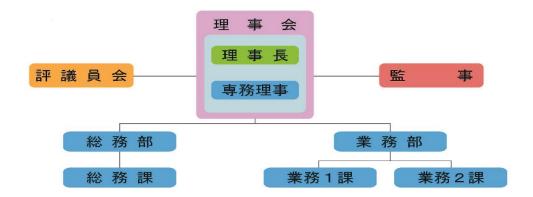
(1) 海と渚環境美化事業

- ① 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する活動の支援、 推進及び普及・啓発
- ② 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する調査研究並び に情報の収集、分析及び提供
- ③ 「海の羽根」募金運動の推進

(2)油濁対策関連事業

- ① 原因者が判明しない漁場油濁により被害を受けた漁業者に対する救済金の支給
- ② 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の支弁
- ③ 原因者が判明しているが原因者による防除・清掃作業が行われない場合に漁業者が行う防除清 掃作業に要した費用の支弁、及び漁業者が行う防除・清掃作業に法が定める船主責任限度額以 上の費用を要した場合における限度額を超えた費用に対する支弁
- ④ 漁場油濁被害防止等に関する調査研究及び漁業者等への知識の啓発:普及

【機構組織図】



注) 令和4年12月31日現在、評議員は10名、理事は9名、監事は2名です。

海と渚の環境美化事業

~ きれいな海・豊かな海を次の世代に残していこう ~

青く豊かな海、美しい渚、その恵みをうけて生きる多様な生物、これらは「水の惑星」ともいわれる「地球」に住む80億の人類にとって貴重な財産です。海は生命の源で、豊かな生態系があり、海運・漁業等の重要な経済活動のみならず、レクリエーションや憩いの場としても大きな役割を果たしています。しかし、近年の途上国を含めた経済・産業活動の急激な発展は、地球規模で深刻な水環境の悪化、海洋プラスチックごみなどの非分解性の廃棄物の急激な増大をもたらし、世界中で海洋環境に深刻な影響を与えています。

このため、当機構は、次の世代にきれいな海・豊かな海を継承すべく、海と渚の環境美化活動に 全力で取り組んでいます。以下、当機構がとり組んでいる各種事業について、御紹介します。

1 海と渚の清掃活動普及啓発事業

日本の海岸線の長さは約35,000km、地球の円周約40,000kmの8割超と大変長く、三陸のリアス式海岸で代表されるように、とても凹凸に富んだ地形をしています。また、黒潮、親潮、対馬暖流など日本列島は大きな海流にすっぽりと覆われています。さらに、日本列島は、夏には太平洋から日本列島に向けて吹く南東又は南西の季節風に、冬には大陸から日本列島に吹く北西の季節風に晒されています。このような自然環境は、日本列島の海に美しい景観と豊かで多様な海洋生態系を形成する一方で、外国起源を含めた海洋ごみを日本の周辺海域に集めるとともに、それらの海洋ごみを日本の沿岸域に漂着・滞留させやすい特性を有しています。

このように日本が置かれた特殊な環境下、海洋ごみ問題を解決するためには、誰かに任せるのではなく、1人1人が自ら具体的な行動を起こすことが大切です。海浜清掃は、その解決手段として、とても有効です。人類が出したゴミは、人類自らが率先して回収する。具体的行動はそれに尽きます。

海と渚のクリーンアップ活動 一 全国一斉海浜清掃 一

当機構では、海洋環境の保全意識の高揚を目的に、毎年 3~4月頃に、都道府県、都道府県漁業協同組合連合会等 を通じて、全国の1000以上のボランティア団体(地域 の自治会・NPO、漁協、企業、学校等)に対して、夏に向 けての海浜等の一斉清掃を呼びかけています。

また、希望する団体等には、清掃用の資材としてごみ袋を提供しています。



近年のごみ袋配布実績

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	大	小	大	小	大	小	大	小	大	小
自然物ごみ袋	33(8)	1.7	31 (7.5)	0.7	23.6	0.7	18.5(11)	1.9	21.6(10)	2.6
人工物ごみ袋	22	1.8	20	0.8	15.8	1.9	15.5(11)	0.5	16.2	2.3
計	55(8)	3.5	51(7.5)	1.5	39.4	2.6	34(22)	2.4	37.8(10)	4.9

注:()の内数は、JF マリンバンク、令和3年以降は JF マリンバンク及び共水連から提供いただいたものです。

全国一斉海浜清掃旗揚げ式

毎年、前述の一斉清掃の呼びかけを行うに際して、全国豊かな海づくり大会の開催県において、開催県及び水産庁の協力を得て、全国一斉海浜清掃旗揚げ式を実施しています。この旗揚げ式は全国豊かな海づくり大会のプレイベントを兼ね、また「海の日」の記念行事の一環として実施しています。



(単位:万枚)

令和4年度全国一斉海浜清掃旗揚げ式 (令和4年5月22日 兵庫県明石市)

2 海洋 • 海岸環境保全整備活動促進事業

海と渚の環境美化、水産資源の保護等の海洋環境の保全・整備に係る活動にとり組むとともに、 それらの活動にとり組む団体に助成します。以下は、現在行っている事業です。

海浜清掃活動実施状況調査

この事業では、都道府県・市町村・民間団体の協力を得て、全国の海・湖・河川で実施された清掃活動の情報を毎年とりまとめています。具体的には、参加者数や清掃活動日、拾ったごみの数量等について報告を頂き、当機構で報告書としてとりまとめた後、逆のルートで報告書を関係者にお届けしています。当機構の集計では、コロナ前には毎年、全国の海岸で15,000回、約100万人の方が、清掃活動に参加されていました。(令和3年は11,588回、約43万人でした。)なお、報告書は、当機構のホームページから御覧いただけます。

漁民の森づくり活動調査

この事業では、都道府県・市町村・民間団体の協力を得て、全国でとり組まれている「漁業者による森づくり活動」の情報を毎年とりまとめています。具体的には、参加者数や活動日、行った作業内容(植樹、枝打ち、下草刈りなど)等について報告を頂き、当機構で報告書としてとりまとめた後、逆のルートで報告書を関係者にお届けしています。コロナ前は毎年、1万人以上の方が参加され、この20年間で140万本の広葉樹を主体とした植林が行われました。(令和3年は参加者4,200人)なお、報告書は、当機構のホームページから御覧いただけます。

3 環境・生態系維持・保全活動等支援事業

藻場・干潟等沿岸域の環境保全及び水産資源の保護に関する活動、調査研究、並びに人材育成を行う団体等に助成しています。令和3年度は、京都府京丹後市琴引浜の「漂着物回収マニュアル」の作成、及び徳島県小松島市の「里海づくり体験プログラム」を支援しました。令和4年度は、北海道標津町 NPO 法人野付・エコ・ネットワーク、福島県小名浜市アクアマリンパークファウンデーション、徳島県小松島市の「里海づくり体験プログラム」を支援しました。







令和3年小松島の里海づくり体験(左)と京丹後市の小冊子(右)

4 漁場漂流・漂着物対策促進事業(国庫補助・委託事業)

近年、世界中の海で増え続ける「マイクロプラスチック(微小なプラスチック片)」を含む海

洋プラスチックごみに対する懸念が、地球規模で高まっています。この問題は、G7やG20等の国際会議でも重要なテーマとして取り上げられており、各国の各分野で速やか、かつ実効性のある具体的な対応が求められています。

日本の漁業・養殖業は、漁網・ロープをはじめとした多くのプラスチック資材を使用する一方、漁業者は



生分解性カキパイプの実験、垂下(左)と船上回収(右)

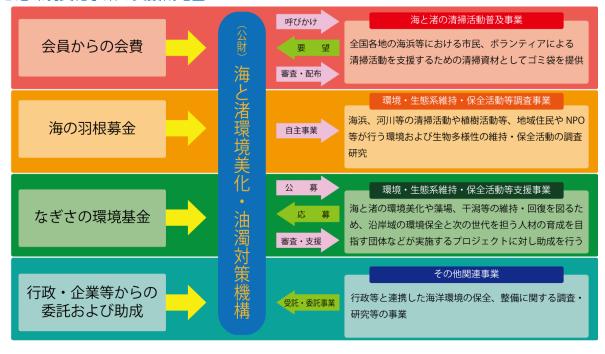
豊穣の海の恵みを最も享受している立場です。このため、本事業では、海洋プラスチックごみの発生を抑制し、環境にやさしい漁業・養殖業を推進するため、漁具処理の実態調査や環境にやさ しい漁具材料の試作等に取り組んでいます。

5 その他の事業

海浜のプラスッチクごみの削減及び漁業系プラスチックごみ削減の一環として、行政及び漁業関係団体等を対象に、発泡スチロール減容機による処理方法の普及活動を行っています。(体積の殆どが空気である発泡スチロールを機械で圧縮して、体積を大幅に減らす)

海岸に散乱している発泡スチロール、及び漁業活動により発生する発泡プラスッチクごみを この機械で圧縮し減容すれば、運搬費用の大幅な削減に繋がるばかりか、再利用資源としての有 料販売、最終処理を受け入れる廃棄物業者の増加も期待できます。この方法が日本全体に広く普 及すれば、漁業のイメージ向上ばかりか、美しい海岸を取り戻すことで、地域の観光業にもメリットがあります。

海と渚環境美化事業の支援概略図



油濁対策関連事業

~ 油濁事故から豊かな海を守ろう ~

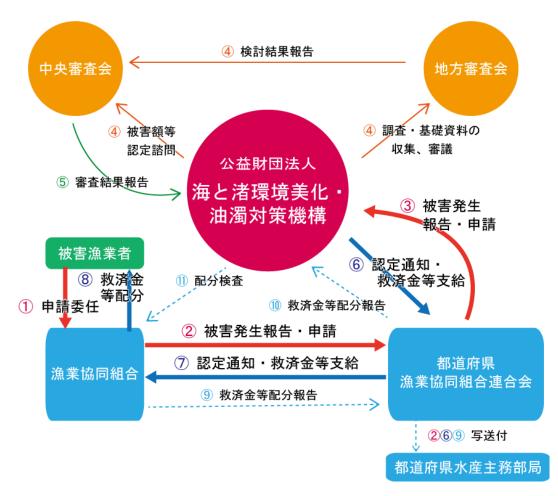
国、都道府県及び民間団体3者の拠出金他により、油濁事故から豊かな海洋環境と漁業者の日々の生活を守り、美しく豊かな海の保全と、里山・里海の源である漁村の営みを支えています。

1 漁業被害救済事業と防除清掃事業(原因者不明)

原因者不明の油濁事故により漁業被害が発生した場合、また、漁業者自ら流出した油の防除作業又は清掃作業を行った場合は、以下の助成金をお支払いします。(被害額・作業に要した費用の一部)



- 漁業被害救済金(以下「救済金」という)
- 防除清掃費(以下「防除費」という)



(図1)原因者不明油濁事故における救済金・防除費の申請と支給の流れ

2 特定防除事業(原因者が判明している事故)

原因者が判明しているものの、原因者による防除清掃作業が行われないためやむを得ず漁業者等がこれらの作業を行った場合、又は漁業者が行った防除清掃作業に要する費用が法に定める船主責任限度額の上限を超えた場合は、以下の助成金をお支払いします。なお、原因者が判明している事故については、漁業被害に対する救済金は支給されません。この支払制度は、平成21年度に発足しました。

i. 原因者が判明しているにもかかわらず、原因者による防除清掃作業が行われない場合

漁業者等が行った防除清掃作業に要した費用の一部を支弁します。(上限は1事故につき 1都道府県当たり 1,500 万円まで)

なお、特定防除費を支弁された漁業者等は、原因者負担の原則から、機構が支払った特定 防除費に相当する金額を原因者に対し損害賠償請求する旨の信託協定を機構との間で締結し ていただきます。

原因者による防除清掃作業が行われない理由としては、以下のような場合があります。

- a. 船主責任保険に未加入又は低額加入。
- b.保険料の未納等を原因とした保険金の支払免責
- c. 船主等への連絡不能
- d. 船主等に資力がない

ii. 原因者が支払ったものの、漁業者等が行った防除清掃作業に要した費用が船主責任限度額を 超えた場合

漁業者等が行った防除清掃作業に要した費用のうち船主責任限度額を超えた部分の費用の一部を支弁します。(上限は1事故につき1都道府県当たり5,000万円まで)。

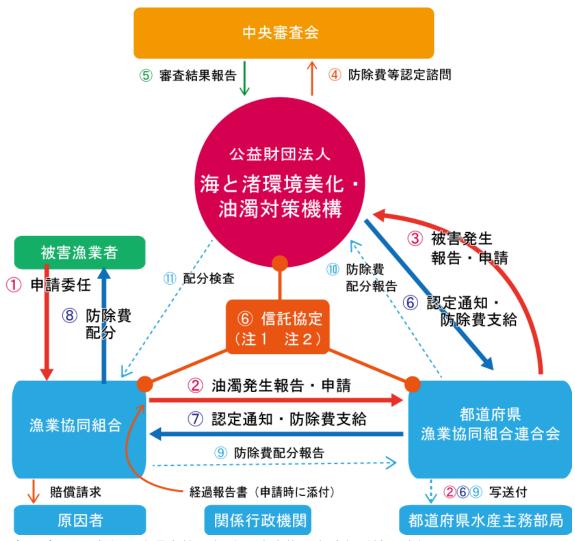
なお、この場合は、漁業者等は機構との間で信託協定を結ぶ必要も、原因者に対する損害 賠償請求を行う必要もありません。

* 詳しくは「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」をご参照ください。









(図2)原因者判明油濁事故における防除費の申請と受給の流れ

3 漁場油濁被害防止対策事業(国庫補助・委託事業)

近年多様化する漁場油濁事故を踏まえ、事故対応策等の普及のための漁業者等向けの講習会の開催や、事故発生時に事故現場で対応する専門家の育成及び派遣を支援しています。

① 漁場油濁防止対策普及事業

内水面を含む漁場油濁被害の未然 防止及び軽減に向けて、油濁事故に 関する基本的な知識及び対応策の普 及のため、漁業者等向けの講習会の 開催等を行っています。





講習会における水槽実験及び海上実技講習の様子

② 漁場油濁被害対策専門家派遣事業

油濁事故の初期における的確な対応を確保するため、油防除・海上防災の専門家を育成するとともに、専門家を事故現場へ派遣し、防除作業に従事する漁業者等の指導を行っています。

③ 油濁事故対応マニュアルの作成

的確に油濁事故に対応していただくために、油防除マニュアル、ビデオ等を作成し、配布しています。



④ 情報誌「油濁情報」を発刊

年に2回、最新の油濁関連情報を掲載した情報誌を 作成し、配布しています。(net 配信)





資料:海上保安庁「海洋汚染の現状」に基づき機構で作成

漁業被害救済事業と防除清掃事業の原資(特定防除事業を含む)

これらの事業は、国、都道府県及び民間の拠出団体から毎年度支払われる拠出金により支えられています。

救済金の支給に要する費用:拠出団体

防除費の支弁に要する費用:拠出団体1/2、国1/4、都道府県1/4

特定防除費の支弁に要する費用:国1/2、都道府県1/2

拠出団体 毎年、次の民間団体から拠出いただいています。

船舶(漁船を含む)関係団体等

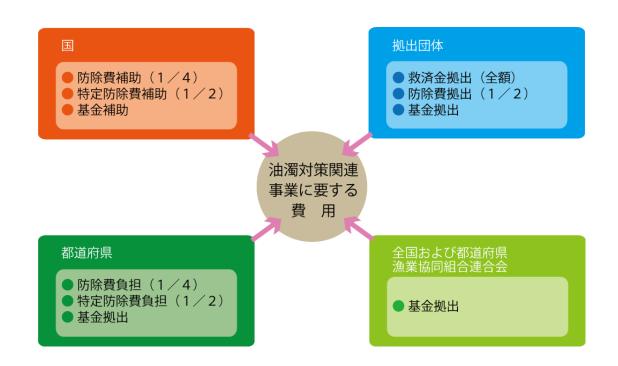
(一社)日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、(一社)日本旅客船協会、

(公財) 日本財団、(一社) 大日本水産会、各漁業関係団体

陸上施設に係る事業関係団体等

石油連盟、電気事業連合会、(一社)日本鉄鋼連盟、

- (一社)日本経済団体連合会、(一社)日本電機工業会、
- (一社)日本自動車工業会、(一社)日本貿易会、
- (一社)日本産業機械工業会、石油化学工業協会、日本肥料アンモニア協会、
- 日本化学繊維協会、(一社)セメント協会、(一社)日本ガス協会



寄付・募金について

全国の美しい海と渚を守るため、みなさまの寄付金・募金が活躍しています。

- 毎年、全国の海岸で 15000 ヶ所、3300 団体、約 100 万人の方が、清掃活動に参加されています。私たちは、これらの活動組織とネットワークを形成し、清掃資材の配布、活動報告のとりまとめ、全国に向けた個々の活動の広報、清掃活動への参加の呼びかけを行っています。
- 豊穣で美しい海を後世に引き継ぐため、全国で「漁民の森づくり活動」が展開されています。毎年、1万人以上の方が参加され、この20年間で140万本の広葉樹を主体とした植林が行われました。私たちは、毎年、この活動の成果をとりまとめ、全国の仲間にお返しして、連帯感をもって活動にとり組んでいただいています。
- 座礁した大型船から流出した油は、沿岸域の自然環境や住環境に大きな影響を与えるばかりか、漁業や観光、沿岸に立地した工場などの産業活動にも大きな影響を与えます。このような油濁事故に対処するため、私たちは、毎年、全国で専門家を講師とした油濁講習会の開催、事故時における油濁対策専門家の現地派遣等を行っています。
- その他、海洋環境の保全に役立つ活動、調査、研究等への支援を行っています。

寄付・募金への協力のお願い(「海の羽根募金」も、その一環です)

地球規模の気候変動が海洋環境に大きな影響を与えると言われているなか、また、海洋プラスチックごみによる海洋生物、海洋生態系への深刻な影響が懸念されるなか、美しく健全な海を守っていく活動はこれまで以上に必要です。この活動を政府、国際機関、科学者だけに委ねるのではなく、私たち民間の仲間も、そして国民の一人一人が関心を持ちながら、具体的な行動を起こし、それを続けていくことが、とても大切です。

当機構は、1人1人のそんな想いを大切にし、何かお手伝いができれば良いなと、常に考えています。そんな多くの方の想いを形に表し、海洋環境の保全に向けて少しでも前に進めるよう、当機構への御寄付、募金をお待ちしています。

なお、当機構への御寄付・募金は、確定申告の際に、寄付金控除等の対象になります。詳しくは 当機構 HP まで

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 (umitonagisa.or.jp)

会員の募集

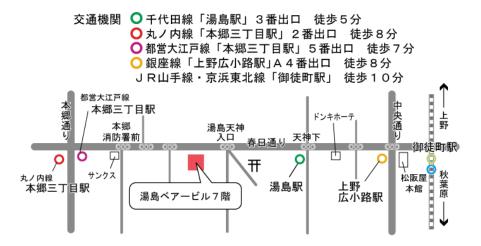
上記の活動を恒常的に御支援していただく方を、当機構の会員としてお迎えしています。是非、 皆様も会員になってみませんか。(会員の皆様へは、1年を通じて、折りにふれて、各種活動報告 をお送りさせていただきます。なお、会費は、寄附金として、寄付金控除等の対象になります。) 会費(いずれも年会費)

- 法人会員 1 □ 1 万円
- 個人会員 105千円

入会申込書								
					令和	年	月	В
公益財団法人海と渚環境ӭ	阜化・油濁対策	策機構						
理事長	殿							
貴機構の趣旨に賛同し、	下記により入	入会を申	し込みます。					
住 所								
団体名								
代表者氏名								
又は氏名								
			<u>=</u> 2					
1. 年会費			円(団体会	員1□1万	5円)			
			(個人会	員1回5日	千円)			
2. 事務担当者								
① 所属部課名								
② 役職・氏名								
③ 電話番号								
④ FAX番号								
⑤ E-mailアト	ドレス							
(注) 1. 団体、会社、 2. 個人の場合				ご記入下さ	561.			



http://www.umitonagisa.or.jp/



公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-31-24 湯島ベアービル 7階

電話: 03-5800-0130 、03-5844-6551

FAX: 03-5800-0131